

この度、国内外の ESD に関する様々な動き等を踏まえて、持続可能な開発のための教育 (ESD) の更なる推進のため、「第 2 期 ESD 国内実施計画」を策定しました。また、「持続可能な開発のための教育 (ESD) 推進の手引」を改訂しましたので、併せて周知いたします。

事務連絡
令和 3 年 5 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた地方公共団体の長
各国公立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省国際統括官付

我が国における「持続可能な開発のための教育 (ESD)」に関する
実施計画 (第 2 期 ESD 国内実施計画) の策定等について (周知)

日頃からユネスコ活動及び持続可能な開発のための教育 (ESD) に御理解と御協力を
賜り、ありがとうございます。

日本はこれまで ESD 提唱国として、国内外における様々な取組を通じて ESD を推進
してまいりました。この度、「ESD for 2030」という新たな国際枠組みを踏まえ、2020
年から 2030 年までの ESD 推進のための取組について記載した、「我が国における「持
続可能な開発のための教育 (ESD)」に関する実施計画」(第 2 期 ESD 国内実施計画) を策
定いたしましたので、周知させていただきます。

本実施計画では、ESD が SDGs 達成への貢献に資するという考え方を初めて明確化
し、ESD 実現のため多様なステークホルダー (政府、ユネスコや国連大学などの国際機
関、地方公共団体、市民団体、企業、メディア、研究機関、学協会、学校を含む教育
機関、教職員を含む個人など) を巻き込む方策や、「ESD for 2030」に示された 5 つの
優先行動分野ごとに国内の各ステークホルダーが実施する取組について記載をしてお

ります。関係機関におかれては、本実施計画にも基づきながら、今後もESDを推進していただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

また、ESD実践の一助となるよう、「持続可能な開発のための教育(ESD)推進の手引」を改訂いたしましたので、こちらについても併せて周知させていただきます。

学習指導要領の改訂や直近の国内外のESDにかかる動き等を踏まえて、ESD推進のためのカリキュラム・デザインや、学校と学校外の多様な主体との連携の促進等についての内容を充実させました。また、各学校等においてESDの実践が進むよう具体的な取組事例も紹介しております。各学校だけでなくその他教育機関等においても、本手引も活用しながら、ESD推進により一層取り組んでいただくことを期待しております。

つきましては、域内の市町村教育委員会又は所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。）、その他教育機関等に対し、このことについて周知いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

記

1. 我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する実施計画(第2期ESD国内実施計画)の策定について

https://www.mext.go.jp/unesco/001/2018/1407955_00010.htm

2. 「持続可能な開発のための教育(ESD)推進の手引」(令和3年5月改訂版)について

<https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339957.htm>

<本件連絡先> 文部科学省国際統括官付 電話：03-6734-3401 E-mail：jpnatcom@mext.go.jp
